

令和2年度

南 あ わ じ 市

定期監査・行政監査報告書

南あわじ市監査委員

目 次

1	監査の根拠等	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施内容	3
6	監査の結果	3
	(1) 南あわじ市遺族会活動事業補助金交付事務	
	ア 補助の目的	4
	イ 補助の概要	4
	ウ 補助の実施状況	5
	エ 所管部署自己分析	5
	オ 補助金交付団体自己分析	5
	(2) 南あわじ市スポーツ推進委員会研修補助金交付事務	
	ア 補助の目的	6
	イ 補助の概要	6
	ウ 補助の実施状況	7
	エ 所管部署自己分析	7
	オ 補助金交付団体自己分析	8
7	監査意見	
	(1) 総括	8
	(2) 個別事項	
	ア 南あわじ市遺族会活動事業補助金交付事務	9
	イ 南あわじ市スポーツ推進委員会研修補助金交付事務	11
	ウ その他	12

1 監査の根拠等

この監査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、南あわじ市監査基準等に準拠して実施した。

2 監査の種類

定期・行政監査

※ 本監査をより効果的に行うため、対象とした補助金交付に係る団体について、出納その他の事務が適正に実施されているかどうかを検証する監査を同時に実施したので、これについても当報告書に併せて記載するものとする。

また、財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者に係る事務）と同時に、当該公の施設を所管する部署に係る管理事務が適正に実施されているかを検証する監査を実施したので、その結果は財政援助団体等監査報告書に記載するものとする。

3 監査の対象

本年度は、団体に対する補助金交付に係る事務をテーマとし、(1)に掲げる補助金について重点的に監査を行った。

(1) 補助金の名称（所管部署）

ア 南あわじ市遺族会活動事業補助金（市民福祉部福祉課）

イ 南あわじ市スポーツ推進委員会研修補助金（教育委員会体育青少年課）

(2) 監査の範囲

地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、監査の対象とした補助金について、令和元年度及び令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで）の所管部署の補助金交付に係る事務及び補助金交付団体に係る出納その他の事務を監査の対象とした。

4 監査の着眼点

監査は、次の項目について重点的に実施した。

(1) 所管部署関係

- ア 補助金等の交付目的、補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- イ 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- ウ 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- カ 補助金等の効果、条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。また、補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等がある場合、同様の確認がなされているか。
- キ 補助金等交付団体への指導・監督は適切に行われているか。
- ク 補助金等交付による効果等を評価し、補助金の必要性の見直すための仕組みがあるか。
- ケ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

(2) 補助金交付団体関係

- ア 団体内で補助金交付の目的及び条件について、周知及び統制がなされているか。また、監査役、監事等は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 実績報告、精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- キ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の

- 交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ク 定款、規約、経理規程等諸規程等は整備されているか。
- ケ 現金、預金通帳、銀行印、補助金等で購入した財産（備品）等の管理は適切になされているか。

5 監査の実施内容

(1) 監査の期間等

令和2年10月2日から同年12月25日まで

関係職員等の説明を徴取した日

① 事前審査

日程：令和2年10月13日及び同月14日

対象：市民福祉部福祉課及び教育委員会体育青少年課

② ヒアリング

日程：令和2年10月27日

対象：市民福祉部福祉課及び南あわじ市遺族会並びに
教育委員会体育青少年課及び南あわじ市スポーツ推進委員会

(2) 監査の実施内容

ヒアリング（審査）の実施に当たり、事前に所管部署へ概要資料作成及びその作成資料から事業の効果測定等を依頼するとともに、ヒアリング時に当該資料等の説明を求め、監査の着眼点を基に所管部署及び補助金交付団体に対して聴き取り調査を実施した。

6 監査の結果

上記1から5までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった補助金交付に係る市の事務及び当該補助金交付の対象となった団体に係る出納その他の事務ともに、一部に注意を要する事項はあったものの、主要な部分は法令等に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げられるようにされており、概ね適正であると認められる。

審査の詳細及び監査意見については、次のとおりである。

(1) 南あわじ市遺族会活動事業補助金交付事務

ア 補助の目的

戦没遺族の福祉の推進を図る南あわじ市遺族会の活動を支援するため。

イ 補助の概要

(ア) 補助金交付団体

① 団体の名称	南あわじ市遺族会			
② 設立年月日	平成 17 年 1 月 11 日			
③ 主たる事務所の所在地	南あわじ市市善光寺 22 番地 1 (市民福祉部福祉課内)			
④ 団体加入者数	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	1,186 人	1,143 人	1,105 人	1,079 人
⑤ 役員数	37 人			
⑥ 監査役数	2 人			
⑦ 事務局職員数	2 人			
⑧ 事業の概要	兵庫県遺族会と連携を図りながら、戦争犠牲者を共に慰め、会員相互の親睦と生活活動を共に励まし、互いに助け合い、日本国憲法に則り、自主的団結力を以て如何なる戦争をも排除するとともに、自由・正義・博愛の平和日本建設の礎として、堅実なる家庭生活の進展を図ることを目的とする。			

※ ④は各年度 4 月 1 日時点、⑤～⑦は令和 2 年 4 月 1 日時点の数値である。

(イ) 補助金交付に係る基本的な事項

明文化はされていないが、次に掲げる基準により交付されている。

a 補助対象経費

団体が支出した会議費、事務費（交際費除く。）、事業費（祭祀料、分会活動費の一部除く。）、納付金（協力金除く。）、予備費

b 補助金額の算定方法

補助金の額は、団体が支出した補助対象経費（予算額の範囲内）とする。

c 補助金の交付方法

年2回の概算払い（精算は実績報告書による。）

ウ 補助の実施状況

	29年度	30年度	元年度	2年度
団体総支出額	4,127,634	6,242,510	3,934,921	4,496,000
（補助対象経費）	2,087,758	2,076,611	2,058,091	2,290,000
交付確定額	2,050,000	2,050,000	2,050,000	
（概算交付額）	2,050,000	2,050,000	2,050,000	1,500,000

※ 令和2年度の団体総支出額・補助対象経費は予算ベース、概算交付額は8月末日までに支出したものである。

エ 所管部署自己分析

(ア) 補助金の効果

遺族の高齢化が進む中、追悼への思いや次の世代への平和のメッセージを発信するとともに、新たな会員の募集などに取り組むことで、お互いの支援につながる事ができた。

(イ) 補助金の効果から考えられる課題等

市内にある19分会に交付される活動費が十分でないと思われる。忠魂碑の維持管理及び慰霊祭の開催等を考慮すれば増額の検討が必要である。

(ウ) 補助金のあり方・仕組みの見直し検討

課題としてあげたように、会員数が減少している中で、分会の活動が困難になることが予想される。団体活動費の支出を見直すとともに補助金の増額も検討し、次世代につながる支援が必要である。

オ 補助金交付団体自己分析

(ア) 事業実施に係る効果

遺族の高齢化が進む中、追悼への思いや次の世代への平和のメッセージを発信するとともに、新たな会員の募集などに取り組むことで、お互いの支援につながる事ができた。

(イ) 事業実施に係る今後の課題と取組方針

遺族の高齢化に伴う会員の減少が最大の課題であり、青年部員の加

入促進に取り組むこととしている。

(2) 南あわじ市スポーツ推進委員会研修補助金交付事務

ア 補助の目的

地域・生涯スポーツの振興とスポーツ推進委員の役割・資質向上を目指すため。

イ 補助の概要

(ア) 補助金交付団体

① 団体の名称	南あわじ市スポーツ推進委員会			
② 設立年月日	平成 17 年 4 月 1 日			
③ 主たる事務所の所在地	南あわじ市市善光寺 22 番地 1 (教育委員会体育青少年課内)			
④ 団体加入者数	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	41 人	40 人	40 人	40 人
⑤ 役員数	9 人			
⑥ 監査役数	2 人			
⑦ 事務局職員数	2 人			
⑧ 事業の概要	南あわじ市スポーツ推進委員規則に基づき、委員相互の連絡を密にし、その活動の活性化を図り、南あわじ市のスポーツの推進に寄与することを目的とする。スポーツ推進委員の資質の向上を図るため、研修会、事業の開催や全国、近畿、県、淡路等主催する研修会、他のスポーツ事業に参加しての研修など必要な知識及び技術の修得に努める。			

※ ④は各年度 4 月 1 日時点、⑤～⑦は令和 2 年 4 月 1 日時点の数値である。

(イ) 補助金の基本的な事項

明文化はされていないが、次に掲げる基準により交付されている。

a 補助対象経費

- ・ スポーツ推進委員の資質向上のために参加した研修等に係る費用
- ・ スポーツ推進委員が企画運営するニュースポーツ等講習会の運

営費用

- ・ 南あわじ市や市体育協会等が行うスポーツ事業の運営協力や市民等に対する生涯スポーツ普及のための啓発や周知活動に係る費用

b 補助金額の算定方法

補助金の額は、団体が支出した補助対象経費（予算額の範囲内）とする。

c 補助金の交付方法

年1回の概算払い（精算は実績報告書による。）

ウ 補助の実施状況

	29年度	30年度	元年度	2年度
団体総支出額	247,849	395,552	418,245	420,000
（補助対象経費）	163,236	212,551	192,725	160,000
交付確定額	160,000	160,000	160,000	
（概算交付額）	160,000	160,000	160,000	160,000

※ 令和2年度の団体総支出額・補助対象経費は予算ベース、概算交付額は8月末日までに支出したものである。

エ 所管部署自己分析

(ア) 補助金の効果

国や県などのスポーツ振興施策の動静などの情報提供や各地域の活動などの情報交換を行い、スポーツ推進委員の資質向上や市民等への生涯スポーツの普及啓発活動等の支援を図ることができている。

(イ) 補助金の効果から考えられる課題等

市民等のスポーツニーズは、年々多様化・高度化しており、積極的に応えるためにも様々な対応策が求められる。

(ウ) 補助金のあり方・仕組みの見直し検討

市民等のスポーツニーズが多様化・高度化し、スポーツ推進委員に対する期待が高まっており、それに応える資質の向上は不可欠である。補助金の活用方法について、毎年、スポーツ推進委員会関係者や事務局担当と協議して、国、県や他市町からの情報収集に努め、市民等の

ニーズに対応できる研修を検討している。

オ 補助金交付団体自己分析

(ア) 事業実施に係る効果

研修会やスポーツ事業を通して必要な知識や技術を修得することができている。その結果、地域におけるスポーツのリーダーとして市民へスポーツ指導の基礎や組織運営、また運動を普段行なっていない人への動機づけの活動を行っている。市民スポーツ施策の推進を図り基本方針に沿った活躍ができた。

(イ) 事業実施に係る今後の課題と取組方針

市民のスポーツニーズは、年々多様化・高度化しているのが現状であり、それに積極的に応えるために他地域や行政と情報交換に努め連携を強化していくことが求められる。

また、現在スポーツ推進委員が担う役割は多岐にわたり、展開する事業も固定的になる一面を有している。今後は、各種団体とともに組織的な活動を行い、その中でスポーツ振興の推進者やコーディネーターという自らの任務を明確にし、担っていくことが求められる。

7 監査意見

(1) 総括

地方自治法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されている。補助金は、これに基づき市が特定の事業や活動等を助成、奨励するために公益上必要があると認めた場合に支出されるものであるが、反対給付を伴わない支出にもかかわらず、その原資の多くが市民の税金であることから、常に交付基準等の厳格な運用による公平性・透明性の確保、さらには補助の必要性についての説明責任が果たされ、市民の理解が十分に得られることが強く求められる。

また、補助金には、政策目的を効率的に実現するための有効な手段として、様々な分野で活用されている一方、その成果や効果にあいまいな部分が含まれる、長年にわたり特定の相手方に交付され続けることによって、

団体等の自主性や自立性を阻害したり、既得権化を招きやすい等の問題点があると指摘されている。このため、補助金の交付に当たっては、その成果・効果を正しく評価する、社会経済情勢の変化に対応できているか検証する、補助金額算定の根拠について定期的な見直しを行うなどの適正化に向けた不断の努力が求められている。

今回、所管部署の自己分析及びヒアリング等による監査並びに補助金交付団体の出納その他の事務で当該財政援助に係るものの監査を実施したところ、補助金交付に係る成果・効果、課題等を認識され、その事務の執行についても概ね適正と認められたが、一部に注意を要する事項が見受けられたので、さらなる円滑な事務執行のため、次に掲げる事項について取組・検討をされたい。

なお、今回の監査は、数ある補助金交付事務のうちから抽出して実施したものであり、これ以外の補助金交付事務を所管する部署においても同様のケースがある可能性は否定できない。関係部署にあっては、所管する補助金交付事務の現状を確認するとともに、適切な対応をとられたい。

(2) 個別事項

ア 南あわじ市遺族会活動事業補助金交付事務

(ア) 所管部署に係る事項

a 注意事項

補助金交付決定通知書等の記載誤りについて

提出を受けた補助金交付の手續に係る書類を確認したところ、団体から提出された令和元年度分補助金等交付申請書の「5 事業費総額及び財源内訳」の総額の欄には、前年度（平成30年度）の遺族会事業予算の総額、寄付金・その他の欄には誤った額が記載されており、加えて、担当部署から発出した同年度補助金交付決定通知書の「2 補助対象事業費」欄には前年度の遺族会事業予算の総額が記載されていた。これらの誤りは、交付申請書の内容審査、決定通知書の作成から決裁の段階で、通常の内容確認等が行われていれば、発生することはなかったと思われる。また、決定通知書の記載については、担当部署が定める補助の基準では、団体の支出経費のうち補

助対象経費とならないものがあるため、補助対象事業費が遺族会事業予算の総額と同額になることはあり得ず、その面でも誤りであることから、これも併せて事務を改められたい。

b 要望事項

(a) 補助金交付基準等の明文化について

本補助金交付は、南あわじ市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）に基づいて行われているが、補助対象者、補助対象事業・経費、補助金額の算定方法など（以下「補助金交付に係る必要な事項」という。）について、交付規則第 20 条の規定に基づく交付要綱等は定められていない。なお、補助金交付が継続的又は一般的に行う必要のないものについては、必ずしも交付要綱等を定める必要はないものと解されており、補助対象団体が 1 つの本補助金については、これに該当する。ただし、交付要綱等の定めがない場合であっても、補助金交付に係る必要な事項の基準が不明確であったり、交付が公平性を欠くようなことがあってはならないのは言うまでもない。

本補助金については、この基準はあるものの、明文化されていない状態であった。このことは、補助金の公平性・透明性の確保の観点から好ましくないと云わざるを得ないことから、早急に明文化されるよう要望する。

(b) 団体の旅費支給基準等の明文化について

団体が支出する旅費の支給基準については、目的地ごとの基準はあり、規則性をもって執行されていたが、明文化されていない状態であった。旅費は、補助対象経費であるため、団体にはその執行基準について明確な説明が求められること、担当部署には実績審査においてその内容を確認する必要があることから、基準の明文化について団体へ指導されるよう要望する。

(イ) 補助金交付団体に係る事項

a 注意事項

所管部署に係る注意事項の補助金等交付申請書に関するものに同

じであるから、団体内での事務を改められたい。

b 要望事項

所管部署に係る要望事項(b)と同じであるから、基準の明文化をされたい。

イ 南あわじ市スポーツ推進委員会研修補助金交付事務

(ア) 所管部署に係る事項

a 要望事項

(a) 補助金交付基準等の明文化について

本補助金についても、先に述べた南あわじ市遺族会活動事業補助金交付事務の所管部署に係る要望事項(a)と同様の状況で、補助金交付に係る必要な事項の基準はあるものの、明文化されていない状態であった。このことは、補助金の公平性・透明性の確保の観点から好ましくないと言わざるを得ないことから、早急に明文化されるよう要望する。

(b) 経費配分・事業内容の変更に係る承諾手続について

令和元年度の団体決算において、交付申請時に事業計画、予算いずれにも記載のなかった支出が見受けられた（チャレンジデー協力金:30,000円、聖火リレー啓発ポロシャツ購入費:52,000円）。

本補助金交付決定書に記載の交付条件3では「経費配分・事業計画に変更があるときは市長の承諾を得ること」と定められており、これに基づいて変更にあたっては団体から口頭で協議があり、担当部署も口頭で承諾を与えていた。このことは、市長の権限に属する重要事項であったにもかかわらず、その変更理由や変更後の経費を補助対象と認めるかどうかの検討過程などが文書で残されていないとの結果を招いており、先に述べた補助金交付についての説明責任、補助金交付の適正化に向けた検証、また公文書管理の趣旨からも十分ではないと言わざるを得ないことから、今後、同様の手続を行うにあたっては、適切な手法を検討されたい。

(c) 市会計と団体会計の明確な区分について

令和元年度の団体決算において、担当部署がスポーツ推進委員

に対し出張命令をした旅行経費の一部への支出が見受けられた。

補助金交付団体は市から独立した別団体であることが一般的であるが、この委員会は市の非常勤特別職であるスポーツ推進委員が集まって組織されたある意味特殊な団体といえる。そのため、市の命令による非常勤特別職の職務に係る経費には市の会計が、委員会独自の活動については委員会の会計（補助金含む。）が充てられるべきところ、その区分が必ずしも明確とはいえない状況で運用されていたと見受けられることから、それぞれが行う事業及び経費負担の区分について、十分に検証されたい。

(イ) 補助金交付団体に係る事項

a 要望事項

所管部署に係る要望事項(b)及び(c)に同じであるから、所管部署と協議のうえ、検討・検証されたい。

ウ その他

今回の監査のため提出のあった事前調査資料を確認したところ、対象となった補助金の手続書類で、団体から提出される補助金等交付申請書に添付の予算書及び補助事業等実績報告書に添付の決算書では、団体の支出経費のうち補助金を充当する対象経費の額や内容などが、簡単には確認できない状態であった。

いずれの補助金についても、担当部署が定める補助の基準では、団体の支出経費のうち補助対象経費とならないものがあることから、補助金の交付決定及び交付確定の審査を円滑かつ効率的に行うため、また、補助金交付の効果等の検証・検討に資するため、補助金充当状況が分かる書類の作成・添付を団体へ求めるなどの必要性について検討されたい。

